

BEAMS GIFT CARD 約款

第1条 約款の目的

本約款は、以下に定義するビームスギフトカードの所持者（以下お客様という）と株式会社 ビームス（以下当社という）との間の当社が発行するビームスギフトカードのご利用について規定するもので、お客様は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条 ビームスギフトカードの定義

当社発行のプリペイドカードで、貨幣価値を電子的データに代えて、あらかじめ入金された金額をもって当社指定の店舗において商品を購入することができる機能のものをいいます（以下カードという）。

第3条 カードの利用

カードは「ビームスギフトカード取扱店」の提示のあるビームス店舗でのお買い物に利用できます。なお、取扱店数は当社都合により、増減することがあります。

カードにて商品をご購入される場合は、「ビームスギフトカード取扱店」の提示があるビームス店舗レジでカードをお渡しいただくものとします。ただし、当社指定一部商品に限りご利用いただけない場合があります。

商品購入合計額及びお支払後のカード残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りが無いことをご確認いただくものとします。

お渡しいただいたカードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、不足額を現金もしくは当社の指定する支払方法によりお支払いいただくものとします。お支払いの際にカードを複数枚ご利用いただくこともできます。ただしお支払方法によっては、ご利用枚数を制限させていただく場合があります。なお、カードを複数枚お持ちであっても、各カードの残高を1枚のカードに統合することはできません。

第4条 カードの発行

カードは「ビームスギフトカード取扱店」の提示のあるビームス店舗及びビームス ギフトカードセンターにて発行するものとします。

発行にあたっては必ずお客様からカードへ入金いただくものとします。

第5条 入金方法

カードへの入金は、現金・クレジットカードによって行うことができます。ただし、一部ご利用いただけないクレジットカードがあります。カードへの入金額は1,000円以上100,000円まで1円単位でご指定いただけます。

第6条 カードのご利用可能残高の確認等

カードの残高は、ご利用レシートに記載される他、カードの取扱店や下記ホームページ、下記フリーダイヤルでご確認いただけます。

店舗にて残高を確認される場合には、残高を確認されたいカードをレジまでお持ち いただくものとします。ホームページにて残高を確認される場合は、カード裏面に記載された16桁のカード番号と、カード裏面右下部に記載された4桁のPIN番号（スクラッチ加工されている場合はコインなどでスクラッチ部分を軽くこすっていただくと4桁の番号が現れます）が必要です。

ホームページにおいては、残高の他、ご利用の履歴確認も可能です。但しシステムの都合上、ホームページ上で表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定める ところによります。有効期限を過ぎたカードの残高は確認できません。

第7条 換金の原則禁止

カードのご利用可能残高の返金および現金との引換えはできません。

第8条 カードのお取引の終了

当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合により、カードのお取引を終了することがあります。

前項によりカードのお取引を終了する場合、当社は、ホームページへの掲載その他当社所定の方法により、その事実を告知いたします。

カードのお取引を全面的に廃止する旨決定した場合は、第8条の規定に関わらず、お客様は当社に対してカード残高の返金を求めることができるものとし、当社所定の 方法により残高を確認したうえで、残高を返金いたします。その際、返金後のカードは 当社にお引渡しいただくものとし、なお、当社は、当社所定の払戻期間を設けるとともに、その期間経過後は、払戻しを行わないこととさせていただきますので、ご了承ください。

第9条 カードの再発行

カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、カード機能の停止、返金、 または再発行はいたしません。

カードまたはカードの機能を破損することがありますので、カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないで下さい。カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づかないことが明らかで、カードの磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号が判別可能な場合に限り、当社の判断により、旧カードと引換えに、残高を移行させた新しいカードを発行いたします。なお、新しいカードの発行にあたっては、カードの図柄及び属性は当社が指定させていただきますものとし、お客様は異議を述べないものとします。返金対応はいたしません。

第10条 不正な取得・利用など

1. 次のいずれかに該当するときは、当社はお客様にカードのご利用をお断りし、カード自体を失効扱いとしたうえで、お客様のカードを当社にお引渡しいただくものとし、

- (1) お客様が、不正な方法によりカードを取得し、あるいは不正な方法により取得されたカードであることを知って使用した場合
- (2) カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合
- (3) 本約款に違反した場合
- (4) その他、本カードが不正に利用された場合

2. 前項各号に疑いがある場合、当社は調査のため一時的にカードをお預かりできるものとし、

3. なお本条1項においてカード自体が失効した場合、当社は当該カードの交換・再発行・返金などには一切応じません。

第11条 カードの有効期限

カードの有効期限は、カード裏面に記載しております。いずれのカードにおいても期限を過ぎた場合、残高の有無に関わらずそのカードは無効となり、残高の返金はしないものとします。

第12条 カードを利用できない場合

カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情により「ビームスギフトカード取扱店」の提示のあるビームス店舗において、当社は予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第13条 約款の変更

当社は当社の判断において予告無く本約款を変更することができるものとします。

本約款を変更する場合、当社は「ビームスギフトカード取扱店」の提示のあるビームス店舗及びビームスホームページにおいて変更後の約款を当社所定の期間提示するものとし、所定の期間が終了した日の翌日以降の取引においては、新約款が適用されるものとします。

第14条 裁判管轄

本約款に基づく取引に関して当社との間に紛争が生じた場合、当社のカード発行元を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

カード発行元 株式会社ビームス

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1-5-8

お問合せ先 ビームスギフトカードセンター

Tel 0120-021-049（日曜日、年末年始を除く10:00～18:00）

附則

この約款は、平成24年6月1日から適用します。